

2 在宅福祉サービス

配食サービス（食の自立支援事業）

安否確認もしています



内 容	<ul style="list-style-type: none"> • 配食サービス（夕食のみ） 月曜日から金曜日のうち週5回以内で夕食を届けます。 ※ただし、1月1日から1月3日を除く。 • 安否確認 • 食に関するサービスの情報提供及び利用調整
対象者	<p>(1) おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯であって、調理が困難であり栄養改善が必要な方</p> <p>(2) 在宅の65歳未満の身体障害者単身世帯、65歳未満の身体障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯であって調理等が困難な方</p>
費 用	<ul style="list-style-type: none"> • 生活保護世帯 1食につき375円 • 前年度市民税所得割非課税世帯 1食につき375円 • 前年度市民税所得割課税世帯 1食につき540円
申請に必要なもの	印鑑
手続・問合せ	<p>紋別市保健福祉部介護保険課高齢者福祉係 【電話】0158-24-2111（内線273・394）</p> <p>紋別市保健福祉部社会福祉課障害福祉係 【電話】0158-24-2111（内線455・222）</p>

除雪サービス



内 容	<ul style="list-style-type: none"> • 降雪量がおおむね20cm以上の日に、玄関先から歩道までの通路の除雪を行います。 • 除雪期間は冬期間（12月から3月まで）で、原則5回まで除雪に入ります。（1月1日～1月3日は除く） <p>※時間の指定はできません。大雪等やむを得ない場合は遅れることがあります。</p> <p>【除雪サービスの対象とならないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 家の周りや駐車場の除雪 • 屋根やベランダの雪降ろし • 除雪車による置雪・排雪 • ご家族や近所の方の除雪の支援がある場合 • 公営住宅（一部）・アパート（一部）
対象者	<p>(1) 自力で除雪が困難な65歳以上の一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯で、前年度市民税所得割非課税世帯の方</p> <p>(2) 自力で除雪が困難な身体障害者手帳の交付を受けた前年度市民税所得割非課税世帯の単身世帯等で、次に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者福祉法により肢体不自由と認定された方（但し、上肢に関しては1～4級と認定された方） ② 身体障害者福祉法により1級または2級の視覚障害と認定された方 ③ 身体障害者福祉法により1級の内部障害と認定された方
費 用	無料
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> • 印鑑 • 身体障害者手帳（所持している場合のみ）
手続・問合せ	<p>紋別市保健福祉部介護保険課高齢者福祉係</p> <p>【電話】0158-24-2111（内線273・394）</p>



高齢者等緊急通報システム運営事業



<p>内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に、緊急通報機器のボタンを押すことにより助け（救急車等）を呼びます。 ①ボタンを押して、受信センター（24時間対応）へ通報。 ②受信センターから、消防署や協力員へ出動要請を行います。 ・相談ボタンを押すと、健康、介護、医療機関について相談することができます。 ・緊急通報機器には、自宅に設置する「自宅設置型」と外出先でも利用できる「携帯型」があります。
<p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者 ・一人暮らしの身体障害者
<p>費 用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度市民税所得割非課税世帯 無料 ・前年度市民税所得割課税世帯 月額 1,000円
<p>申請に必要なもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・身体障害者手帳（所持している場合のみ）
<p>手続・問合せ</p>	<p>紋別市保健福祉部介護保険課高齢者福祉係 【電話】0158-24-2111（内線273・394）</p>

緊急通報機器について

委託業者	安全センター		ALSOK
設置機種 区分	自宅設置型	携帯型	自宅設置型
協力員の確保（※1）	○	○	△
熱センサー	○	—	○
ガスセンサー	○	—	○
安否確認センサー（※2）	—	—	○
定期連絡	○	○	—
健康相談	○	○	○
警備員の駆けつけ	—	—	○
合鍵の届出	—	—	○
利用範囲	○	○	△

（※1）協力員とは、利用者の緊急事態に協力できる方のことです。具体的には、受信センターからの出向要請（利用者宅への駆け付け）、利用者の様態確認、医療機関への搬送の協力、消防署への通報、市や受信センターへの確認報告等です。

（※2）安否確認センサーは、一定時間、トイレのドア等の開閉がない場合自動通報するものです。

日常生活用具給付等事業

一本杖	<p>おおむね65歳以上の高齢者で、杖を使用することで自立した外出等の日常生活を営むことが可能だと見込まれる方。</p> <p>※購入時に限りアイスピックを付属することができます</p>
滑り止めマット (浴室用)	<p>おおむね65歳以上の高齢者で、滑り止めマットを使用することで自立した入浴等を営むことが可能だと見込まれる方。</p>
火災警報器① 1箇所(加熱調理 機設置箇所)	<p>おおむね65歳以上の低所得の一人暮らし高齢者等で、本人もしくは家族名義の家屋に住んでいる者 (家族名義の家屋の場合は名義人の承諾があるもの)。</p> <p>※熱感知式の火災警報器です。</p>
火災警報器② 1箇所(寝室)	<p>65歳以上の高齢者のみで構成されており、本人もしくは家族名義の家屋に住んでいる市道民税非課税世帯 (家族名義の家屋の場合は、名義人の承諾があるもの)。</p> <p>※煙感知式の火災警報器です。</p>
電磁調理器 (IHクッキング ヒーター)	<p>おおむね65歳以上で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らし高齢者等。</p>
老人用電話 (電話の権利の貸与)	<p>おおむね65歳以上の低所得の一人暮らし高齢者等。</p> <p>※別途、電話機の用意、電話回線の状態の確認が必要となります。</p> <p>※毎月の電話使用料(基本料金、屋内配線使用料及び通話料)は自己負担となります。</p>
自動消火器	<p>おおむね65歳以上の低所得の一人暮らし高齢者等で、本人もしくは家族名義の家屋に住んでいる者 (家族名義の家屋の場合は、名義人の承諾があるもの)。</p>

費用	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） 0円 生計中心者が前年市町村民税非課税世帯（均等割含む） 0円 生計中心者の前年市町村民税課税世帯 37,200円(上限額)
申請に必要なもの	印鑑 ※一本杖や滑り止めマットの場合は、介護用品店で作成した見積書が必要です。
手続・問合せ	紋別市保健福祉部介護保険課高齢者福祉係 【電話】0158-24-2111（内線273・394）

